

第1回地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会

○日時 平成26年5月7日（水） 午後1時から

○会場 市役所本館6階 第4委員会室

○出席者

・委員

渡邊委員、細野委員、森委員、豊岡委員、田村委員、棚村委員、岡本委員、若林委員、右近委員、新藤委員、富澤委員、丸田委員、山賀委員、香田委員、河野委員

・事務局等

市民生活部長、市民生活部次長、市民協働課長補佐、市民協働課主幹、市民協働課職員

○傍聴者2名（うち報道1名）

【開会】

事務局（堀市民協働課補佐）

定刻となりましたので、ただいまから、第1回地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会を始めさせていただきます。

本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私、市民協働課の堀と申します。司会を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、附属機関等の会議は原則公開ということにしておりますので、本委員会につきましても、公開ということにさせていただきます。

また市のホームページにも会議録や委員名簿等を掲載させていただきますので、ご了承くださいと思います。

あわせて、会議録の作成の都合上、本日の会議をレコーダーでの録音及び記録のため写真撮影を行わせていただきますので、あわせてご協力の程お願いいたします。

はじめに、朝妻市民生活部長よりあいさつを申し上げます。

事務局（朝妻市民生活部長）

市民生活部長の朝妻と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆様には、大変ご多忙のところ、この検討委員会にご参加くださりまして本当にありがとうございます。短い期間になるかと思いますがよろしくお願いいたします。

はじめに、本市が今置かれている状況について少しお話しさせていただきます。現在、国ではこの何年か大都市制度の変更について検討を重ねております。その中でも、自治法の関係でいいますと、総合区の設定や総合区長をどうするかということが法案としてあがってい

るところでございます。新潟市も市長がその検討の中に入っておりまして、何度か意見を言わせていただいた経緯がございます。新潟市としましては、これから先の大都市制度の中で自治の進展を先取りしたいという気持ちがございます。例えばこの4月から区長の公募ということで、4人の公募区長を任命した経緯がございます。また、教育委員会では教育委員を増員し、区の住民の皆さんと教育委員会との結びつきを深めていきたいということです。

もう一つ、一番重要なところは、区民の皆様と行政との連携・協働の深化ということです。これについて、今年の前半にかけて、皆様のご意見をいただきながら、方策について練っていききたいという状況でございます。平成27年度からは新潟市の総合計画を新しくしなければいけないという議論も始まっておりまして、そこで語られている大きなトレンドとして人口減少の問題がございます。新潟市が置かれている中で、今、人口80万という数字でございますが、次第に減って行って、60万人になってくる。しかも、その中でまず子どもたちが最初に減って、その次に生産年齢人口が減っていく。これから一番大きい問題になってくるだろうというのは、高齢者人口まで減っていくということです。そのことによって、現在置かれている私たちたちの地域社会のあり方が少しずつ変わっていくのだろうと思っておりますけれども、当面はこの状態で何とかいけるのではないかとというのが、大きなトレンドの中でのこの7、8年の射程ととらえているところでございます。

私どもがこれから皆様にお諮りする地域コミュニティ協議会ですけれども、平成17年から設置をお願いいたしまして、現在97ございます。単純に平均しますと、一つのコミュニティ協議会あたりでは、人口規模でいうと約8,500人くらい、自治会数でいくと23ということに単純計算ではなります。しかしながら実際に多い規模といたしますと、5,000人規模くらい。また中には世帯でいきますと300世帯、400世帯というところもございます。これは、地域コミュニティ協議会を作るにあたりまして、地域を見つめ直したときに、自治会が新潟市の中では2,000を超える自治会がございます。この中で意思統一をしていくというのはなかなか難しい現状です。その次にどこかということになりますと、区というものがございます。区でありますとかなり広いエリアになります。そこで学校区に着目しまして、現在の地域コミュニティ協議会をお作りいただいたという経緯がございます。

その中で、皆様から大変ご活躍いただいて、今の形があるわけでございますけれども、その中でも、こうしたらいいのではないかと、こうしたらもっとよくなるのではないかと、これがないとだめというご意見を折々にはいただいていた。さまざまなアイデアも折々にはいただいておりますけれども、これを政策形成の形にもっていくにはそれなりの段取りがございました。平成24年度では、今日参加いただいている丸田先生を中心としまして、大学との連携による調査研究事業を行っています。その中でも、コミュニティ協議会の今のあり方

としますと、非常に多様なことが書かれてあったと思います。その中で六つの提言をいただいたと思いますけれども、その具体をどうやっていくかということについてどうしたらいいのかというのが、昨年来の私どもの活動でございました。

今年の年明けくらいから、各コミュニティの皆さんからワークショップを開いていただいて、若干の意見をいただきました。今日もそれをまとめたものを皆様にお配りしたと思いますけれども、そういうものもベースにしながら、これから大きなメガトレンド、行政がこれからやっていける限界、しかし担っていかなければならないコミュニティというものをどのようなところで調和させていくかということも、長い射程でお考えいただきながら、議論を深めていただければ幸いです。

これまでの成果ということで申し上げますと、昨年、新潟市が市政世論調査の中にコミュニティ協議会を知っていますかという設問を設けました。この中では、57.9 パーセントの方がコミュニティ協議会は分かるという回答をいたしました。自治会は恐らく 100 パーセントなのだと思います。しかし、この短い間でそこまで来たということも一つの成果であろうと思います。また、少し残念な数字もあるのでありますが、条例ではしっかりと設置しております区自治協議会はコミュニティ協議会よりも 10 ポイントほど認知度が低かったということもございます。その辺は私どももこれからまた頑張っていかなければいけないポイントということで、自治協議会の皆さんと相談していくようなことになっておりますけれども、これからは私どもは一生懸命努力してまいりたいと思っています。

この検討委員会では、これからのコミュニティ協議会が、自助・共助・公助と申しますけれども、そういったバランスの中で持続的に発展していけるように、市民の皆様が最終的に笑顔を増やせるように、どのような支援のあり方が適切なのかというあたりを中心に、こちらでいくつかの論点を整理いたしましたけれども、皆さんから忌憚のないご意見をいただきまして、一定の案をいただければ幸いに存じます。任期につきましては、年度中ということをお願いしておりますけれども、後ほど説明させていただきますが、夏くらいまでに一つの案をお作りいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（堀市民協働課補佐）

会議に先立ちまして、資料の確認からお願いいたします。大変恐縮ではございますが、事前に郵送させていただきまして、本日ご持参いただきましたもの、また、本日、机上にお配りさせていただいたものが混在しております。申し訳ございません。

最初に、本日差し替えをお願いした A 4 縦の次第でございます。事前にお送りしたものと、今日机上にお配りしたものと差し替えをお願いします。事前にお送りしました資料 1 でございますが、A 4 縦の委員名簿です。資料 2、A 4 縦で本委員会の要綱でございます。資料 3

といたしまして、机上に差し替えをお願いしておりますA3横のスケジュール表でございます。事前にお送りしたものと本日机上に配付したものと差し替えをお願いいたします。資料4としまして、事前にお送りした検討項目（案）ということで、A3横の資料です。参考資料1としまして、平成25年に開催しました「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討ワークショップ」で出された各区の支援策一覧でございます。A3縦のホチキスどめされているものでございます。同じく参考資料2としまして、地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討ワークショップで出された支援策の課題区別の割合のグラフでございます。カラーA4縦になっております。参考資料3といたしまして、地域コミュニティ協議会に対する市の支援策についての調査研究事業報告書、提言ということでA3横一枚の資料でございます。本日も委員としてご出席いただいております丸田先生から代表研究者となってまとめていただいたという経緯がございます。

さらに、本日追加で机上配付させていただきました参考資料が3点ございます。「コミ協の位置づけ・役割」の検討についてということで、A4縦の両面刷りとなります。参考資料5としまして、新潟市自治基本条例の抜粋でございます。参考資料6といたしまして、新潟市区自治協議会条例でございます。さらに、本日机上配付させていただきました追加資料としまして、本日の座席図、傍聴に関する要領。いずれもA4縦でございますが、お配りさせていただきました。

事務局から若干連絡事項があります。

事務局（今井主査）

市民協働課の今井と申します。よろしく願いいたします。2点ほどご連絡いたします。最初にご了解いただきたい事項でございますが、本日は外部の委員からなる会議として附属機関等ということでございますが、これに関して市では指針を設けております。その指針によりますと、法律または条例に基づいて設置するといった附属機関ですと、委員の方々に委嘱状を発行する。また、意見集約や審議する機関と定めることになっております。一方、要綱により設置する懇話会は委嘱状を発行しない。また、意見を聴取する会と定めております。本委員会につきましては要綱により設置しているものでございますので、委嘱状は発行しないということ。また、ご意見をお聞きする会議という位置づけで開催させていただきますので、よろしく願いいたします。

2点目でございます。本日、提出していただいております振り込み口座依頼書でございますけれども、振込先、報償費につきましては、こちらに記載していただいたところに振り込まさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局（堀市民協働課補佐）

それでは次第に戻りまして、次第3の自己紹介に移らせていただきます。お手元に名簿や座席図もお配りしたところですが、本日、初めての顔合わせということでございますので、皆様方から、簡単でけっこうでございますので、一言ずつ自己紹介という形をお願いしたいと思います。名簿の順で、北区の渡邊様からお願いします。

渡邊委員

私は北区選出の松浜コミュニティ協議会副会長をやっております渡邊と申します。今日はコミュニティ協議会の支援のあり方ということでありますけれども、北区の中では旧豊栄市には平成17年をもってコミュニティ協議会が発足しました。その後追いで、旧新潟市である我々北地区がコミュニティ協議会を作ったという状況でありまして、間に合わせということで、その問題についていろいろな障害が出ておりますので、これを機に見直していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

細野委員

山の下地区コミュニティ協議会の細野と申します。副会長を務めさせていただいています。うちもご多分に漏れず高齢化が進んでおります。地域の問題もしかりなのですが、そちらのほうの問題も何とかしていかないとまくないと見ております。よろしくお願いいたします。

森委員

中央区コミュニティ協議会連絡会の会長をしております。鏡淵小学校区コミュニティ協議会会長の森です。いろいろと課題がありますけれども、ここで話すと長くなりますので、会議の中で話をしたいと思います。

豊岡委員

江南区の信濃川、小阿賀野川二つの川、「ふたかわ」というのですが、両川地区コミュニティ協議会会長の豊岡でございます。よろしくお願いいたします。

田村委員

秋葉区の小合地域コミュニティ協議会の田村といいます。副会長をしておりますけれども、まだ5年目なので、コミュニティ協議会について分かりかけている状況でありますけれども、地域にとってとても大事なのだということを認識しております。これからも皆さんと一緒に勉強していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

棚村委員

南区大通コミュニティ協議会の会長をしております棚村と申します。コミュニティ協議会の会長で女性で、何となく若く見えるということでいろいろな会議にかり出されるのですが、頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

岡本委員

西区の内野コミュニティ協議会の会長を先月まで務めておりました岡本です。西区は 15 ほどコミュニティ協議会がありますけれども、3月にコミュニティ協議会懇談会を立ち上げました。その代表世話人をさせていただいております。よろしくお願いします。

若林委員

西蒲区の巻地区まちづくり協議会の事務局を担当しています若林と申します。私どものところは、5、700 世帯の 1 万 5、000 人くらいの旧巻町、合併する前の巻町なのですけれども、コミュニティ協議会を作っております。西蒲区には九つのコミュニティ協議会がありまして、最大の問題は、旧 5 町村が一緒になった区なので、その一体化をどうするかということが一番の問題でして、今、それに取り組んでいるところであります。

右近委員

江南区自治協議会のアドバイザー会議の委員をやっております右近次男と申します。現在、江南区は四つの市町村が統合しているわけですけれども、その中に 10 の小学校がございますが、それぞれにコミュニティ協議会が設置されて、それぞれの館をもって活動を展開しているところですが、最後、今回、亀田小学校区にある亀田小学校区コミュニティ協議会が新しいコミュニティ協議会のセンターをつくるということでスタートし、一、二年の内に新しいコミュニティ協議会の中心的な館ができあがるという状況になっております。皆さんとともに力を合わせて、コミュニティの活動が活性化し、コミュニティの将来の人材を育成する貴重な場として発展していくことを期待しているところでございます。

新藤委員

先ほどコミュニティ協議会さんより 10 ポイントほど認知度が低いと言われております自治協議会の新藤です。よろしくお願いします。事務局は 10 ポイントと、大変優しくお答えしていただきましたが、現状からいくと、限りなく 20 ポイントを超えているのではないかと思います。自治協議会はコミュニティの皆さんから応援をいただかないと何もできない組織でありますので、どうぞよろしくお願いします。

富澤委員

NPO 法人新潟 NPO 協会で常務理事をしております富澤といいます。我々は県域を活動対象としています。佐渡市と新潟市に職員を配置して、活動エリアは新潟県内ということで、さまざまな地域に出向いていろいろな市民活動のお手伝いをしております。今日はコミュニティ協議会というところなので、勉強不足の点もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

丸田委員

新潟医療福祉大学の丸田でございます。新潟市に対する愛着と新潟市民であるということ

に対するプライドはだれにも負けませんという大げさではありますが、皆さんと一緒にいると思って、日々、地道な活動に取り組んでおります。よろしくお願いいたします。

山賀委員

NPO法人まちづくり学校の山賀と申します。私どもはまちづくりを自分たちでやろうという人たちを育成するさまざまな研修会などを行っていますけれども、その中で、各区の皆さんの活動をお手伝いすることをやっております。コミュニティ協議会さん対象のものもありますし、いろいろな団体さんを対象としているものもあります。この3月までのコミュニティ協議会の支援のあり方検討ワークショップの運営をお手伝いさせていただきました。いろいろなお話を聞いておりますし、これまでの皆さんの取組みも拝見してきていますので、それらの立場でお話を聞かせていただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

香田委員

公募委員の香田と申します。私は現在、NPO自然環境新潟水辺の会という団体の理事をやっております。また、山林のNPOもやっております、三川や津川などの山に入って森林整備をやっております。地域コミュニティ協議会のかかわりにつきましては、添付資料の、自治基本条例を策定したときに約2年間にわたり検討委員をさせていただきました。昨年まで自治会長あるいはコミュニティ協議会、中央区自治協議会のメンバーとして3月まで着任して、主に環境関係について活動しました。実は、この基本条例を作ったメンバーの仲間で、これができあがって以来、毎月いっぺんずつ、この基本条例に対して流れがどのようになっていくかという勉強会をしております。その座長の薦めを得まして、今回応募いたしまして参加させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

河野委員

公募委員の河野良枝と申します。私は山潟地区で民生児童委員をしております。狭い範囲で活動しているものですから、地域コミュニティというものを学びたいという気持ちと、あとは弱者の視点ということで今回参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

事務局（堀市民協働課補佐）

皆様、大変ありがとうございました。なにとぞよろしくお願いいたします。

次第に戻りまして、次第4の座長の選出とさせていただきます。資料2をご覧くださいと思います。このたびの委員会の開催要綱でございます。第3条に、「検討委員会の座長は、委員の中から各委員の承認を得て充てる」とさせていただきます。皆様方の中から、どなたかご推薦なり立候補していただければと思っています。いかがでしょうか。ただいま自己紹介もあったところでございますが、この人と思われる方がおられましたら、ぜ

ひご推薦をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

豊岡委員

今、自己紹介をいただいたわけですがけれども、私を含めて、多分、初対面の方がほとんどではないかと思えます。そこで、立候補あるいはどなたかをと言われてもなかなか難しい問題だろうと思っておりますので、事務局のほうで案がございましたら、お願いできればありがたいと思えます。

事務局（堀市民協働課補佐）

豊岡委員からお話がありましたように、僭越ではございますが、事務局案を提示させていただきます。座長といたしましては、地域コミュニティの形成過程、地域住民のボランティアに精通しておられる新潟医療福祉大学の丸田委員を事務局として提案させていただきたいと考えておりますが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」）

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方の同意を得たということでございますので、座長は丸田委員にお願いしたいと思えます。丸田委員、恐れ入りますが、座長席に移動をお願いしたいと思えます。

今後の会議の運営につきましてよろしくお願ひいたします。

これ以降、座長から進行をお願いしたいと思えます。なお、本日の会議でございますが、おおむね午後3時までを予定しております。何卒よろしくお願ひしたいと思えます。丸田座長、よろしくお願ひいたします。

丸田座長

ただいま座長に選出されました丸田でございます。改めて、どうぞよろしくお願ひいたします。先ほどの部長の思いをしっかり受け止めたいと思えます。精いっぱい任務を果たしてまいりたいと考えております。政策形成に向けて具体的な議論をしていくことになろうかと思えますので、ぜひ、委員の方々のお力をいただきながら、質の高い検討ができればと思っておりますので、重ねてよろしくお願ひいたしたいと思えます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。まず、事務局からの説明ということで、趣旨説明と、スケジュールの説明についてお願ひいたします。

事務局（今井主査）

3点の説明をさせていただきます。趣旨説明の前に、参考資料についてふれさせていただきます。参考資料1をご覧ください。A3縦の両面のものです。平成25年度に区ごとに行った地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討ワークショップでグループワー

クの際に出された必要な支援策の一覧になります。「方向性」、「役割」、「外部との協働・協力」、「支援」の四つの課題区分ごとにまとめてあります。1ページの欄外にもございますが、参加者が投票した優先順位の高い順となっております。

参考資料2、A4カラーのものをご覧ください。こちらも区ごとに行った地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討ワークショップで、グループワークの際に出された必要な支援策、すべての意見を100とした場合、割合の多かったものを示したグラフです。2点ほど訂正がございます。1点は、上のほう、「その」と書いてあるのですが、こちらは「その他」と修正をお願いしたいと思います。同じグラフの中の左側の四角囲みの上から二つ目「活動拠点」のところが欠けておりますが、「7.0%」です。

参考資料3をご覧ください。平成24年度の地域コミュニティ協議会に対する市の支援策として、調査研究事業報告書の提言ですが、超高齢化社会への対応のため、新しい地域づくりの推進に向けて、コミュニティ協議会が自立できるよう市の支援策の強化の必要について六つの提言書としてまとめられたものです。

以上、参考資料を踏まえながら、地域コミュニティ協議会がさまざまな世代や団体とかかわりながら自主自立した形で運営できるよう、全市的な視点から活動支援の方法などについて検討を行っていただきたいと考えております。

次に、スケジュールについてですが、本日、差し替えた資料3をご覧ください。当初お配りした資料では4回開催の予定でしたが、各区の検討の前に活動支援（案）について検討いただきたいと考え、表の上段「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会」にありますとおり、本日5月7日が第1回目で、第2回目を5月下旬に、第3回目を6月中旬に、第4回目を7月中旬に、第5回目を8月上旬に開催したいと考えております。本日第1回目では、「検討項目の選定」と「コミ協の位置づけ・役割」の検討をしていただきたいと考えております。第2回目では、「コミ協への支援」の検討として、一つ目として補助制度、二つ目として活動拠点、三つ目として人的支援について検討していただければと考えております。第3回目では、第1回目と第2回目の検討を反映させた活動支援（案）の検討を行い、6月ころに検討委員会の活動支援（案）を各区において検討していただきます。その各区検討を反映させた活動支援（案）を第4回目で検討し、第5回目では活動支援（最終案）のまとめを行いたいと考えております。

丸田座長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました趣旨及びスケジュールについて、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

新藤委員

8月まで会議がそれぞれ決まっているのであれば、具体的に何月何日と事前に決めておいていただければやり繰りができるのですけれども。

丸田座長

日程調整についての具体的な方法のお考えがありましたら、お願いいたします。

事務局（今井主査）

第2回目につきましては、5月30日（金）か6月2日（月）の午前中を予定しておりますが、座長、いかがでしょうか。

丸田座長

ただいま新藤委員から、次回もさることながら、8月まで、今日を除いた4回の日程があらかじめ分かっているという趣旨のご意見がありました。3回目以降のスケジュール調整はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

事務局（今井主査）

3回目以降のスケジュールについては、後日、郵送でお送りします。

丸田座長

ご要望がありましたら。第2回目については5月30日か6月2日という説明がありましたので、この後、委員の皆様と日程の確認をとりたいと思います。3回目以降については、別途事務局から各委員へ日程のご照会をして調整したいという趣旨の説明だったかと思えます。

新藤委員

私ごとですが、30日は秋葉区自治協議会で市長が来られる日なので、午前中とはいえ、慌ただしいかなということと、正直、今日もそうなのですけれども、私はまだ現職なので、月末、月初め、月曜日というのはとんでもない日なので、できればそういう日を避けていただいた形で、第何何曜日ということで、ある程度見当がつくような形で決めていただければありがたいです。要望です。

事務局（今井主査）

承知いたしました。

丸田座長

ただいまの要望を受けて、3回目以降については調整をお願いしたいと思います。

豊岡委員

もう一度、5月30日の時間的なこと、あるいは6月2日というお話だったと思いますが、時間的なことをもう一度教えていただけるとありがたいです。

事務局（今井主査）

ともに午前中を予定しておりました。10時から正午までということです。

丸田座長

30日はいかがでしょうか。5月30日の午前中で調整のつかない方はいらっしゃいますでしょうか。3名ですね。6月2日の午前中ということで調整のつかない方はいらっしゃいますでしょうか。

豊岡委員

それもお昼までですね。

事務局（今井主査）

正午までです。

丸田座長

悩んでいらっしゃる方がおられますが、今のところまだお手が挙がりませんので、6月2日（月）の午前ということで確定させていただいてよろしいでしょうか。

事務局（今井主査）

第2回目につきましては、6月2日（月）午前10時から正午までということでよろしいでしょうか。

丸田座長

では、次回は6月2日午前10時から12時ということで開催させていただきます。

ほかにご質問なりご意見がありましたらお願いいたします。

では前に進めてまいります。検討項目の選定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（今井主査）

資料4をご覧ください。平成25年度に区ごとにワークショップを行い、課題の整理をしていただき、必要な支援策として出されたものがA3の横の表の中央の各区ワークショップから出された主な支援策です。区としますと、左側にございます「コミ協の位置づけ」、「外部との協働・協力」、支援として「補助制度」、「活動拠点」、「人的支援」となっております。検討項目として事務局で例を挙げております。右側の欄をご覧ください。まず、コミ協の位置づけについてですが、協働指針の策定、例規等の制定などが考えられます。その場合、どのようなメリット、デメリットがあるかも挙げてみました。

2番目の外部との協働・協力についてですが、行政のコミ協支援体制の構築、コミ協の連合組織の立ち上げの呼びかけ、自治会の連合組織との連携強化など。

続いて三つ目の補助制度については、補助金額等の増額、補助制度の見直し、自治会（連

合会) 等他団体との連携など。次に活動拠点についてですが、活動拠点の整備、活動拠点の位置づけの整備。最後に人的支援についてですが、人材の育成、再掲になりますが、行政のコミ協支援体制の構築などが考えられます。

事務局としては、この委員会で検討していく項目として、これらの例から「コミ協の位置づけ」、「外部との協働・協力」、「補助制度、活動拠点」、「人的支援」の五つの検討項目を提案いたします。

丸田座長

ありがとうございました。

委員の皆様にはあらかじめ資料としてお送りしておりましたので、ただいまの説明を踏まえまして、この委員会で検討すべき項目について審議をしていただきたいと思います。事務局からは五つの検討項目の提案がありました。それに対してさらに付け加えるような項目があるかどうかも含めて、ぜひご意見をいただきたいと思います。または質問もお願いいたします。いかがでしょうか。ぜひ質問をお出しいただきたいと思います。質問を出していただくことで、委員相互の理解が共通になるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

香田委員

コミ協の位置づけということですが、先ほど申し上げましたように、自治基本条例の前文にも、中にも位置づけが明確というわけではありませんけれども、理念としてはっきり書いてあります。したがって、こういうものとの整合性につきまして検討された実績がありましたら、その経過をご説明いただければと思います。

事務局（塚本市民生活部次長）

市民協働課長の塚本でございます。

今ほど委員からお話ございましたが、参考資料5をご覧くださいと思います。自治基本条例の抜粋がございます。その中で、第26条でございますが、地域住民及び地域コミュニティの役割ということで、26条の1、2では、地域住民は地域コミュニティ（地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団をいう。以下同じ。）ということで、こちらに地域コミュニティ協議会とは書いてございませんが、いわゆる地域コミュニティということで規定をさせていただいております。ただ、各区の地域コミュニティの皆様とのご議論の中で、自治協議会は自治協議会条例などがあるのだけれども、地域コミュニティについては具体的な規定がないのではないかというご議論が各区でございました。やはり何らかの形で位置づけをはっきりしたらどうなのだろうというご意見が多数ございました。私どもは、自治基本条例の中にはこのように規定されているということでご説明させていただいておりますが、皆様からそういったご意見がございましたので、今回項目として再度ご検討いただき

たいということで挙げさせていただきました。

丸田座長

香田委員、いかがでしょうか。ただいまのご説明に対して何かございませんか。

香田委員

本自治基本条例は理念なのです。したがって、これをどのように検討するか。いただいた資料の中のアンケートの中に、基本条例を改定していく必要があるのではないかという意見が出ております。そのことについては焦点を合わせながら検討を進めなければいけないのではないかという感想を持ちました。今、経過をご説明いただきましてありがとうございました。それであるように意見が出ていたのだらうと思います。しかし、コミュニティ協議会の役割というものは非常に大きなポイントになってくると。大先輩の方は発言されていらっしゃるし、また、各区においても模範的な自治会や団体に所属されている方だと思いますので、私からあれやこれやということは僭越でございますけれども、コミ協の役割・位置づけというものが、ここに書いてあることだけでどうかなという感想です。

恐らく、コミュニティ協議会があるというのが非常によく分かっているというのは五十何パーセントという数字が出ましたけれども、実はあまりよく分かっていない人が相当あると思います。今、これを出されて、皆さん、どうですかということでこの場で決めるということについては、少し問題があるような気がするのです。もう少し詰めた場面というものが必要なのではないかと思います。これさえはっきりしていきますと、相当な問題も解決するのではないかと思います。まとまりのない発言でございますが、この辺でいいと思います。

丸田座長

ご意見としていただいております。

岡本委員

私どもコミュニティ協議会の何たるかということで、5回くらいコミュニティ協議会会長会議をやりました。いつも議論になるのは、自治基本条例との関係で、自治基本条例は理念なのです。したがって、きちんと理念どおりに設定するというのは非常に難しい場面が出てくるかと思うのです。コミュニティ協議会というのはそのところをぼかしながらうまくやれというような形で設定されているようにも見えるのです。現場としては、その任にあたるものとしては、立ち位置がきちんとしていないところに非常に困難性がある、地域でその困難を乗り越えてきちんと確立していくということは分からないわけでもないのですけれども、例えば自治連合会との関係等を見ますと、自治会というものは、その地域の文化、歴史によって育まれた位置づけがある。書いたものはないのですけれども、そうした上にコミュニティ協議会というものを形成しようとしたものですから、地域では二本立てになってい

る。後発のコミュニティ協議会は金もない、人もいない、事務所もない、何をするとところなのだということが非常に大きな議論になりました。したがって、自治協議会のようなある程度の立ち位置がきちんとあれば、もう少しスムーズにいけるのではないかという議論が盛んにされているところでございます。立ち位置がきちんとしていないものですから、コミュニティ協議会というのは何なのだという中から後継者も生まれてこなければ、発足して9年で、ようやくコミュニティ協議会の認知度が出てきたけれども、これをどう進めていくのかということになると、立ち位置がきちんとしていないものですから、現場は腰折れ的な状況になっていることを発言しておきたいと思います。

丸田座長

ただいまの意見は、この検討委員会の中でコミ協の位置づけについて検討していくことの妥当性に関する説明であったと受け止めました。岡本委員、そのような理解で正しいでしょうか。

岡本委員

はい。

丸田座長

ほかにいかがでしょうか。

豊岡委員

私どものコミュニティ協議会は小さなものでございますが、実は、江南区の曾野木、大江山もそうなのですけれども、もともと亀田郷土地改良区をベースとした地域づくり協議会というものがあったところです。行政からコミュニティ協議会の設立をという話があったわけです。すったもんだではないのですけれども、地域づくり協議会があるのになぜまたという話になってきたわけです。今、岡本委員の話にもありましたように、自治会連絡協議会、自治連との三つの協議会ができています。アベノミクスの3本の矢ではないのですけれども、3本の矢でやれば怖いものはないと。もっと活性化できるのだろうと言っているのですけれども、やはり限界集落に近いような地域になってきているわけです。

私自身は、自治連とコミュニティ協議会の会長は、一昨年までやっていたのですが、コミュニティ協議会一本のほうに、もちろん自治会長もしているのですけれども、自治連のメンバーでもあるのですが、コミュニティ協議会のほうを優先的にやっているわけです。三つの協議会をバランスよくやっというところとするといろいろな問題があるのですが、ただ、協議会のトップの考え方ひとつで、ある程度いけるのではないかと。それと同時に、これからの問題として、例えば支援のあり方の問題ですけれども、お金が何もないわけです。自治連から補助金をもらってコミュニティ協議会の活動をやっていくということになってくると、今後、

一つのコミュニティ協議会に対して 20 万円という問題があるわけですから、これらをクリアしていった、トップの考え方でやろうと思えば、位置づけも自治連の上なのだということもやっていけるのではないかと思っておりますけれども、なにしろお金がないものですからどうにもならないということですが、今後、その支援のあり方というもので、無条件で出していただければ、少しは変わってくるのではないかと期待はしています。

丸田座長

そういう意味では、コミ協の位置づけを議論し、そのうえで具体的な支援策について検討していくという方向性については賛成をいただいているということによろしいでしょうか。

豊岡委員

はい。

棚村委員

大通コミュニティ協議会の立ち上げのときに、自治会協議会をなくして、大通コミュニティ協議会として一本化したのです。ですので、自治会からの会費、自治会の皆さんから会費をいただいてコミュニティ協議会の会費がそれなりにあるところでした、とてもスムーズに動くことができるのです。先ほどから位置づけとか権限といったところに、どうしてもピラミッド型を想像してしまうのですけれども、上から下という関係がないと地元では進まないのかなと。そうではなくて、私が考える大通コミュニティ協議会はないでいくものなのです。例えばコミュニティ協議会の会長が自治会長さんにこれをやってくれと行って、自治会長さんが下の班長さんにやってくれというものではなくて、お願いをするというか、これはいかがですかと提案していく。それを考えるのは自治会長さんであり班長さんでありという形で、下の人たちが上から言われたことをそのままやりますというピラミッド型的なものは、これからはなかなかやっていけないと思うのです。そういう意味で、「権限」という言葉が出てきたときも、権威を持ってどうしたいのかと。この言葉が気に入らないということではないのですけれども、まとまらないのですが、そういうことです。

丸田座長

分かりました。ここは質問だと受け止めさせていただいて、意見の前に、責任、権限を明確にするというような論点があるけれども、この辺をどのように受け止めればよいかということで、事務局から補足説明がありましたら。これは事務局の案というよりは、あくまでも各区のワークショップから出てきた事柄であると承知しておりますが、いかがでしょうか。

事務局（塚本市民生活部次長）

これは、私どもが整理させていただく関係上、各区のワークショップで出てきたものをそのまま整理された課題ということで載せさせていただいております。私どもが、いわゆるピラ

ミッド型の組織が望ましいとか、そういうことではございません。

渡邊委員

コミ協の位置づけなのですけれども、私はあいさつの中で言ったのですけれども、北区の中でも旧豊栄市のところは連合会とコミュニティ協議会があって、コミュニティ協議会が指導権を握って、自治会長会のほうが中にスムーズに入れているのです。今の南区のほうも、発足したときからコミュニティ協議会ということで、自治連合会のほうが、それは関係なくというところの問題と、我々北地区は旧新潟市でしたから、自治振興会、連合会というのがある、それは、今まで行政のものもそうですし、地域のことも、陳情なども含めて全部やってきたのです。それが急にコミュニティ協議会ということになって、そうなったときに、慌てて発足したわけではないのですけれども、とりあえず形を作ろうということで、自治振興会や連合会でコミュニティ協議会を作って、自治振興会、連合会の会長がコミュニティ協議会の会長になっているわけです。

そういう過程から出発したものですから、どうしても権限が自治会、自治振興会が握って、コミュニティ協議会に入っている若い人たちが、金もない、言う自治会長などが反対するという壁ができてしまって、そこからスタートしたものですから、コミュニティ協議会を発展させるためには、若い人の意見を聞くには、住民もさることながら、自治会長の理解を得るということをやっているのですけれども、丸田先生もいらっしゃいますけれども、いろいろと会議の中で言ってもらって、徐々に浸透はしているのですけれども、どうしても自治会長の今やっていることが、コミュニティ協議会はなくてもいいのではないかということが見え隠れするものですから、なかなか前に進まないという実態があります。コミュニティ協議会を育てて活性化していくには、お金も持っているし、統率力もある自治会長のところが、南区さんが言っているような、縦ではなく横のほうの皆さんにお願いするというか、協力のある人からという体制にもっていかなければいけない。

うちの地区の場合、鍵を握っているのは自治会長だと思っていて、何とか自治会長を説得するような方法で今は動いているのですけれども、古い歴史があるものですから、自治会長というのは若い人よりも年配者が多いものですから、なかなか意見を変えてくれないのです。最初の組織づくりが間違っただのではないかと思って進んでいます。現状をお話ししました。

丸田座長

コミュニティ協議会の形成のプロセスとその背景にある地域の実情のようなものについては、97のコミュニティ協議会が必ずしも一律ではないという説明であったかと思います。

若林委員

私どものところは、自治は自治会とコミュニティ協議会が一体化してしまっていて、自治会長

さんたちは、自分たちがコミュニティ協議会を形成しているという意識を持っています。そういうふうに作戦的にやってきたということです。ところが、コミュニティ協議会はどこまでやればいいのかというのが分からないと。というのは、自治会長さんたちが自分たちで運営するコミュニティ協議会ということになると、どぶ板の話から全部出てきてしまいます。実は私どもが目指したミニ役場、市民と行政の間に立っていろいろな調整をする。団体ではないのです。市民と行政の間に立っていろいろな調整をするというのが非常に大きな仕事量になりまして、そちらをどこまでやったらいいのかというのが実は困っています。どぶ板の話から、空き家対策、老人対策から。いろいろな活動についてはそのほかに活動部会というのが七つありまして、それぞれが企画していろいろな活動をしているのですけれども、どぶ板の話から、市民と行政の間に立った仕事をどこまでやったらいいのか。その辺をある程度きちんと決めておくほうがいいのではないかと感じがしています。

丸田座長

そろそろ議論に入りつつあるのですが、今の段階では、事務局から五つの検討項目の提案がありましたので、その検討項目についての妥当性、もし異論があれば、こういった項目を追加してほしいという意見をいただけるとうれいしのですが、いかがでしょうか。

山賀委員

一番最初の香田委員と岡本委員の話にもつながるのですけれども、コミ協の位置づけの部分が、この場で検討するということが挙がっていますけれども、論点のイメージがつかみづらいところがあって、私たちが何を言えばいいのかということです。その後は具体的な支援策になってくるので、この委員会で具体的な支援のあり方について検討できます。しかし、位置づけなどは、新潟市さんのほうでこの仕組みを提案されて7年前に進められましたけれども、具体的にどのようにお考えなのか。理念は基本条例に出ていますのでいいのですが、具体的にどう動いてほしいのか、どういうあり方を期待しているのかということをお示すということも大事ではないかと感じます。

実際に意識が高くて、活動を活発にやっていらっしゃるところは、それぞれのお考えの中で動いていらっしゃって、それはそれで本当によいことだと思いますし、先ほど大通コミュニティ協議会さんのお話があったような、横につなげていく役割だという意識のもとでやっていらっしゃるところはそれでいいと思うのですけれども、そうではなく、活動が全然できていないところもたくさんありますので、この会議での位置づけについての論点というのはどこにあるのでしょうか。

丸田座長

それはこの後の議題で、コミ協の位置づけ・役割を検討するうえで、この委員会で何を検

討するかということについては、後ほど次の議題で事務局から説明がありますので、ただいまは質問を含めた意見ということで処理させていただければと思います。

細野委員

話を戻すようで申し訳ないのですが、市民協働課ではコミュニティ協議会に何を期待しているのですか。まずそれははっきり聞かせてほしい。私のところは、歴史が新しく、活動していくうえで疑問が出てくるのです。コミュニティ協議会というのは何を一生懸命やっているのだろうか。自分自身もやっているのですが、具体的な活動目標が出たときはいいのです。コミュニティ協議会独自でこういう事業をやろうということでやっていくのだけれども、何の事業をやっても、一番動かなければならないのは、その下の自治会や町内会なのです。これが、コミュニティ協議会というのは何なのかと、まるで別の座敷の話になっている感があるのです。しかしコミュニティ協議会の活動を進めるうえにはどうしてもここへやってもらわなければならない。私は今、そういう矛盾にぶつかっています。コミュニティ協議会の発足当時、こういう組織を作って、こういう具合に働いてほしいと。私は条例のことはよく分かりませんが、市民協働課あたりではその辺をどうお考えなのか。その辺を聞かせていただければと思います。

事務局（塚本市民生活部次長）

先ほど自治基本条例の制定過程のお話がありました。第 26 条に地域コミュニティという形で、いわゆるコミュニティ協議会という名前は出しておりませんが、地域コミュニティという形で出させていただいています。当時、まず自治協議会を発足するということが、自治協議会の必須メンバーとしてコミュニティ協議会のメンバーの方からご参加いただくという形で行いました。当時は任意団体という形で、小学校区を基本としてお作りいただくと。ほかのところでは中学校区というところもございしますが、基本的に小学校区単位でコミュニティ協議会を立ち上げていただきたいということで、各区でお願いしておりました。

そのときには、なぜ必要なのだというお話がありました。自治会、町内会ではなかなか解決しづらい、もう少し大きな広がりを持った団体でないと地域課題の解決につながらない問題もあるだろうということで、自治会、町内会を超えて小学校区単位で地域コミュニティ協議会を作っていただきました。そのときに具体的に、この課題をやってくださいという形ではなかったと思います。今後、出てくるであろういろいろな地域課題を解決していただくためにも、地域コミュニティ協議会というものをお作りいただきたいと。それはあくまでも任意団体で、今後、出てくる課題に対して対応をしていただくためにも、こういうものが必要ではないでしょうかということでお願いした経緯がございます。

実際に地域コミュニティ協議会ができて、平成 19 年に政令市になる前にできました。10 年近く経ってまいりました。その中で、先ほども委員の皆さんからお話がありましたけれども、進んでいるところ、例えば荻川さんのように、30 年も歴史のある地域コミュニティ協議会もごございますし、北区さんのようなところもごございます。ただ、任意団体ということを常々申し上げていたので、活動については、基盤はできているのですけれどもかなり温度差があるというのが現状でございます。当初はそのような形で作ったという経緯がございます。

丸田座長

細野委員いかがでしょう、ただいまの説明に対して、ご理解いただけましたでしょうか。

細野委員

できた経過は分かりました。実際の様子からいくと、コミュニティ協議会そのものがその辺に浮かんでいて、実際の恩恵預かるべき人が外に置かれているような状態を感じるのです。一つ花火を上げるちょっとしたイベントでやりますよと。これは、確かに各町内でできないです。大きな組織ではできますけれども、各町内で、今、頭を悩ませている問題についてどうなのだと。ここが欠けているのではないかと思います。現にうちの町内のそのまた班の中で問題を抱えて、私自身も迷っていて、構わないでおけというような状態であるのですけれども、このあたりがいわゆるコミュニティ協議会としてこれを問題として取り上げられて、そこで解消していけるよなどという状態が出たら、一躍コミュニティ協議会の名前がぱっとここに出てくるような感じを持っています。

丸田座長

ありがとうございました。指名をして恐縮でございますが、新藤委員は、それこそ自治協議会のお立場で、コミュニティ協議会のことをどのように認識されているのか。あるいはどのような課題をお持ちなのか、一端をご披露いただければと思います。

新藤委員

私らも地域でいろいろ活動してきた経験があって、その途中でコミュニティ協議会というものスタートしているのですけれども、コミュニティ協議会というのは協議会ですので、あくまでその地域の意見集約だと思うのです。コミュニティ協議会ができた当初、何をしたかという、コミュニティ協議会に与えられた課題は具体的にはこれとあれとこれということで、いろいろな具体例を市から示されたので、これをやらないと補助金がもらえないとか、かなり殺気だって活動すると、地域にはもう何十年もコミュニティを支えてきた組織があるのです。青少年健全育成会とか、PTAとか、消防団とか、そういう人たちの行事をすべてコミュニティ協議会がブッキングするのです。ですから、うまくいっていないところは行事

の取り合い。うまくいっているところはお互いの連絡を取って、この行事についてはどこにお任せしますと。予算についてはどうしましょうということでもうまくいっていると思いますし、地域としては自治協議会として望むものは、地域課題を明確にさせていただくと。各町内から上がってきた地域課題といったものをコミュニティ協議会の中でよく煮詰めていただいて、場合によっては問題の優先順位をコミュニティ協議会の中で、この時期としては、これが優先課題で、その次がこれ。そういった形で市に上げていただくことで問題解決がすすきりするのではないかと考えていますし、自治協議会自体も協議するだけです。何も活動するわけではないですね。そうすると、自治協議会の中で何かやろうとしたときには、当然、コミュニティ協議会の皆さんに対してこういう形をお願いしたいという形で具体的なものは出ていくと思います。そういった意味で、情報の交換と具体的にやる場合の地域の資産になるのでしょうか、財産、そういったものをどのように使うかの交換だと思っています。

丸田座長

ありがとうございました。細野委員いかがでしょうか。今の説明でさらに理解を深めていただけたかと思います。

田村委員

繰り返しになるような感じですがけれども、秋葉区の場合、地域コミュニティ協議会の中では、いろいろな問題が出てくるのですけれども、やはり先ほど言われるように、自治会・町内会の立場とコミュニティ協議会がどのようにかかわっていったらいいのかというすごく大きな問題があったのです。私たちの小合地域コミュニティ協議会においても卵が先か、ニワトリが先かというような感じであるのですけれども、コミュニティ協議会というのは、やはり自治会・町内会というのはものすごく歴史があって、活動をしてきたわけです。それがほとんどコミュニティ協議会という形が表れましたので、自治協議会の役割、コミュニティ協議会の役割というものをもっと明確にして、いろいろな方法があると思うのですけれども、コミュニティ協議会の中に自治会のメンバーも必ず入れるとか、若い人もどのくらい入れるというものがあれば、もっとすんなりして、俺たちの仕事だ、お前たちの仕事だではなくて、一緒にともにできるのではないかというように、私は日が浅いので昔のことが分からないので、いろいろな方の意見を聞きながら判断すると。そういった中で、自治会・町内会の持っ ていき方というものを、歴史のあるものを潰すのではなくて、熱心な行動ができるような取り組みみたいなものがあるといいなと感じていました。

丸田座長

ありがとうございました。コミュニティ協議会の位置づけ、役割に関する現状ですとか、抱えている課題についてのご発言はたくさんいただきましたが、新たに追加する項目に関し

ての提案が、今のところないようであります。確認ですが、事務局から提案がありました、五つの検討項目をこの委員会で検討してまいることについては、ご了承いただけますでしょうか。ありがとうございました。では、了承するというので、取り扱いをさせていただきたいと思います。

では、続きまして、具体的な検討項目として、本日はコミュニティ協議会の位置づけ・役割の検討について、この委員会に役割が求められておりますので、では事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（塚本市民生活部次長）

恐れ入りますが、参考資料4、5、6をご覧くださいませ。まず、参考資料4でございます。「コミ協の位置づけ・役割」の検討についてということで、ざくっと事務局として、整理させていただいたものが、この参考資料4の表でございます。

まず、左側のほうに指針、条例、その他という形で書いてございますが、どういう形で位置づけたらよいのかということで案でございます。一番上は指針ということで、私ども、協働の指針というものを持っております。協働の指針ということで、条例ではないのですけども、私ども新潟市が進むべき道を自ら作っているということでございまして、指針の策定については、今、どちらかというとNPOとの協働についての指針が中心となっておりますが、そこにコミュニティ協議会についても位置づけたらどうかということで、メリット、デメリット、それぞれ書いてございますが、メリットとしては、弾力的な運用ができる。デメリットとしては、指針だけでは法的な位置づけが不明確なままということで、右側のほうへいきますと、そのアウトプットとして、どのような形ができるのかということでございます。

それから、中ほどの条例でございます。例規等の制定ということで、メリットとしては、コミュニティ協議会の活動について、市民に安心感が生まれる。デメリットとしては、いわゆる例規に縛られてしまう。規定の仕方いろいろあるかと思うのですが、規定の仕方、例えば、附属機能的な形になってしまうのではないかと。自主性が弱くなってしまいます。条例化については、自治基本条例で地域コミュニティ、先ほどの第26条で書いてございますが、もう少し明確化する。あるいは単独条例、自治基本条例を規定したうえで単独条例の制定、もしくは運用要綱の制定ということでございます。

一番最後、その他でございますが、現状どおりということで何もしない。別な案もあるかと思っておりますけれども、そういった形でございます。

それから、裏面でございます。明確化の要素ということで、私ども、もし明確化するのであればこういったことが考えられますねということでございます。1番として目的でございます。何のために明確化するのか。いわゆる制定の目的でございます。それから、2番目と

いたしまして、コミュニティ協議会の組織、どういう組織を指すのかということでございますし、3番目といたしまして、コミュニティ協議会の役割について。①としまして、大まかな表現、②といたしまして事業の種類を具体的に列記すると。4番目、市の役割ということで、コミュニティ協議会支援のあり方でございますので、市の役割について、どういう形で規定していく必要があるのかということ、これはあくまでも案でございますので、こうしたいということではございませんので、こういうことが考えられますねということでございます。これが参考資料4でございます。

参考資料5でございます。先ほどもございましたが、自治基本条例の抜粋でございます。これは参考までにということをつけさせていただきました。

参考資料6でございます。これは区自治協議会条例でございます。どちらかという組織だとか、構成だとか、手続き条例的な条例でございます。ご参考までにということをつけさせていただきました。

丸田座長

ありがとうございます。それでは、コミュニティ協議会の位置づけ、役割については、今日、意見交換を行う必要がありますので、次回からは具体的な支援策の検討に入ります。冒頭、事務局から説明がありましたように、この委員会は意見を整えて、決定することではありません。あくまでも各委員からそれぞれのお立場で現状をどのように認識し、どのような課題があるかということを踏まえ、例えば、コミュニティ協議会の位置づけ、役割についてご意見をちょうだいするという場がありますので、どうか活発な意見をちょうだいしたいと思います。協働指針の策定に当たってどのようなメリットがあるのか、デメリットがあるのか。例規等の制定についても同じようにどのようなメリットがあるのか、デメリットがあるのか。策定、あるいは制定するとしたらどのような方法で策定なり、制定をするのかということについて、参考資料4を踏まえながら、活発なご意見をちょうだいしたいと思います。お願いいたします。

棚村委員

先ほど、若林委員からすごく印象的な言葉を聞いたのですが、コミュニティ協議会がミニ役場という自覚を持っているということで、多分、ほかのコミュニティ協議会は今、ミニ役場になりたくないと思っていられるのではないかと。いろいろなことが市のほうから何だかコミュニティ協議会のほうに全部下りてくる感じで、下請的な感じがして、それをしていっている中で、やることもいっぱいだけれども、やることに対して予算がなかったり、人手が足りなかったりで、今、あっぷあっぷの状態だと思うのですけれども、自覚を持ってやっっていられるというところの部分の認識と、市として、もしかしたらそうしてください

というように願っているとか、それとでは全然考え方が違うと思うのです。市のほうがそういう役割を果たしてほしいと思って、コミュニティ協議会を作ったのであれば、それなりの支援策として、いろいろなことをやっていただかなければならないなというように、コミュニティ協議会側としては考えます。それに当たっては、やはり先ほど言ったように、何のために民営化させるのかということなのですからけれども、私が考えるところでは、とにかく今、コミュニティ協議会が地元の中で、長という人がいろいろ何人も立っていらっしゃる場所の中で、調整がうまくできない。自分たちでうまくできないがためにSOSを出している状況だと思うのです。ですので、やはり構成団体はこのようにしてほしいとか、それについてはこういう役割を持ってほしいとか、ある程度、変な話ですが、市のほうからこのようにしてほしいというものを明確に出してもらって、それにより申し訳ないですが、地元のほうはこうさせていただきますという方向で一本化していかないと、これはいつまでたっても解決しない問題といたしますか、あそこでもやり、ここでもやり、そこでもやり、同じような事業を別々のところがやるとか、あの人はこういう、この人はこういうとまとまりがつかないとか、そういう状況が続いていて、結局は位置づけとか、権威とか、そういうところに行くと思うので、ある意味、市のほうで主導権を取ってもらって、このようにお願いいたしますと言っていただいたほうが、コミュニティ協議会としては非常に荷が軽くなると思っています。

丸田座長

そう思っているということ、一旦止めたいと思いますが、岡本委員お願いいたします。

岡本委員

先ほどから発言にも出ておりますけれども、コミュニティ協議会の発足当時というものは、三つくらいのジャンルがありまして、一つは福祉。それから、一つは教育、一つは環境がある。そこに防災も入ります。こういった面をきちんと地域の現場でやってくれよということで発足したと記憶しているのです。私の西区の実情を説明しますと、15のコミュニティ協議会がございまして、いわゆる私が考えるのは、旧新潟市のコミュニティ協議会の現状と、新たに合併をされた南区とか、あるいは秋葉区というようなどころとも全く違った考えがあると見ているのです。西区には15のコミュニティ協議会があつて、その中の四つは南区さんの大通コミュニティ協議会のように、自治会、自治連を解体して、コミュニティ協議会一本にしたところはものすごくうまくいっているのです。ところが、西区というのは農村型と都市型と申しますか、都会型の二つありまして、農村型のところはきちんと自治会とか、自治連というものが存在し、コミュニティ協議会などはなくてもいいのだと考えられています。市はコミ協について明確に何も指示しておらず、予算もなければ何もないということで、

そこで自治連などが私どもがやるのだよという形になっているのです。発足して8年も9年たってきましたら、行政はコミ協を対象に、地域のさまざまな事務処理や指示を下ろし、希望を取り、いろいろなことをやるという方向になってきているわけです。ここに非常に大きな悩みがございます。コミ協を条文化する、条例化するとなると、自治協議会との関係、あるいは市が介入する。そういった面から非常に危険性をはらむ一面もあると承知しているのですが、何らかの形を今、大通コミュニティ協議会が言われたように、きちんとしたこうあるべきというものを、いわゆる市が、発足当時は行政指導したのですから、もう少し主体的にインセンティブを発揮すべきだと思っているのです。それがないと、先ほども申し上げましたように、このまま推移しますと、私は、ここ1、2年で、西区の実態を考えると十いくつが崩壊するという感じになっているので、そういう状況報告をしておきたいと思います。

若林委員

私のミニ役場的な発言、逆にとらえていらっしゃる。というのは、市のほうから、区役所のほうから言われるのではなくて、私ら自治会のほうから盛り上がったものをきちんと行政のほうに伝えてやってもらおうと。ですから、これをやってください、あれをやってくださいと。例えば、防災組織を立ち上げてくださいということはありません。いろいろな問題を探してきなさいということはないです。ということは、それぞれ自治会長たちは、いろいろな問題がその自治会の中にあるわけです。どこに話をしたらいいのか分からない状態なのです。特に年若い自治会長たちもいますので、40代後半、それから50代くらいの自治会長たちを1年交替でなられる人もいます。そうすると、いきなりそういった問題にぶつかったときに、どうしたらいいのか分からない人たちがたくさんいるので、その人たちの問題を全体で協議して、ではこれはみんなの問題にしよう。この自治会だけの問題としてぶつけていこうというものをコミュニティ協議会のほうでやっています。ですから、空き家対策についても、実はコミュニティ協議会のほうから出た話です。行政と話をしながら、行政と一緒にどう片づけるか。そういうことです。ですから、あれやってくれ、これやってくれということは、あまりないですね。私らのほうから逆に。一番大きな問題だったのは、個人情報をごとまで出せるかという議論を2年間やりました。結局、法律があるので、それができないよということになったのですけれども、そういった議論も、自治会長たちが今までそういった議論をやったことがないのです。それらを含めてやっていくというところです。自治会長たちがその議論の中に入ってくる。そうするとうまく行政と議論することができる。そういう体制になっています。

丸田座長

相当ヒントをいただきました。いかがでしょうか。

森委員

鏡淵の森です。

いろいろ皆さんの意見をお聞きしたのですけれども、コミュニティ協議会はほとんど行政から言われて作ったのです。自発的に作ったとよく言われますが、それは違います。むしろ強制的に作られたのです。それについてはいいのですけれども、私たちは自治連合会もなかったのです。コミュニティ協議会を作るには自治連合会を作らなければだめだということで、それを土台に作って、コミュニティ協議会を立ち上げて、自治連合会というのは解散したのですけれども、やってきたのですけれども、なかなか思うようにいかないということで、ほかのところはどのようにしているのかということで、4コミュニティ協議会で仲よく作りまして、鏡淵と栄、有明、万代長嶺、この四つで作って情報交換して勉強会をやってきたのですけれども、結果として、それだけではだめだということで、新潟島のコミュニティ協議会を立ち上げました。それは、かれこれ10年くらいになるのですけれども、そこでもっていろいろ勉強会をやって、新潟島でそれなりに効果が出てきたと思うのですけれども、結果として、中央区全体で一つにならなければだめだということで、昨年7月10日に中央区コミュニティ協議会連絡会というものを立ち上げました。現在、集まっているわけですが、中には22あるわけですが、一つは今のところは参加していませんけれども、今のところ22でやっております。年に何回か打ち合わせ検討会をやって、中には部会を開いて勉強会をしている人もいます。

先ほどから話が出ていますように、コミュニティ協議会とは何だということに尽きるので、行政の方がやることを、昔はそれぞれの自治会に資料なら資料を送って、このように人を入れてやってきたのですが、今はコミュニティ協議会の会長あてに来るのです。そうすると私のところの町内会に自治会は20ありますから、私たちが全部やっているのです。俺たちは何だということになるわけです。活動拠点が無いわけでしょう。拠点が無い、財政が無い、人がいないということでしょう。この三つの課題というのは、10年前から常に言っているわけです。特に中央区の場合は、ほかの区と違って、場所がないわけです。お金もちろんそうですが、自治会の拠点が無いものですから、ほとんど会長宅ということが多いのです。そういったことで四苦八苦しているのが現状なのです。何をするかというと、言われても、自分たちで考えながらやっていることはやっているのですけれども、大きな目標というのは、言われるように、私らのところは安全・安心なまちづくりなのです。住んでよかった、この地域にしようということで、それを大きな標題にして活動しているのですけれども、あまりにもテーマが大きいものですし、課題がいろいろあるのですけれども、みんなでもって話し合いで何とかしていこうということで、今までやってきているのですが、何

しろ拠点がない、金がないでしょう。今回、助成の問題で、今まで20万円であれば20万円の助成金があったのですけれども、今回はそれを変えて、ごみで上がった1億円の金を使ったというわけでしょう。その中でやりくりして、今度は10分の8だとか、10分の5ということでやるわけです。皆さん、毎年、やってきたものが、次はだめだというのでしょうか。何か新しいものを入れなければ、今度は10分の5だというわけでしょう。なぜこういうことになってきたかということです。それについても事前に打ち合わせがない。

そして、例えば今、ひまわりクラブというものがありますよね。それすらない。それも今、きた東区のほうでやっているのです。山の下と木戸です。それが今度はひまわりクラブをやるのですけれども、それだってうちに全然話がなかったのです。むしろ私ら中央区のほうに話が来たときに、あるコミュニティ協議会と行ったときに、それを聞いて初めてたまげたのです。何だということになったのですけれども、そういうことで行政そのものは、情報を交換しようといってもくれないわけです。だからみんな頭にきて言うのですけれども、そういったことが実態なのです。悪口を言っているわけではないのですけれども、やることはいくらかもやっているのです。だけれども、そういうことで今、右往左往しているのが実態です。

先ほど、若林さんから空き家の問題が出ましたけれども、中央区で2年前に私が、市長のミーティングのときに、空き家の問題を提起して、あれはとにかく条例化をしてほしいということをお願いしたいのですけれども、2年たってやっと少しずつこの方向に出てきているのかと思いますけれども、それだって個人情報です。私のところは勝手にモデル地区に指定されて、情報をくれと。私がみんな集めた情報をくれというのでしょうか。それを出すわけです。出したら結果を教えてくれないのです。個人情報だから教えられないというのでしょうか。そんなばかな話がありますか。そう思いませんか。

丸田座長

意見をいただいて、実態も教えていただいて。そのところのコメントを。

森委員

お互いに交換しなければ情報にならないのです。そういった実態なのです。

例えば、空き家の問題ですが、ほかのことでもそうだと思うのです。もう少し情報交換して、コミュニティ協議会自身がもう少し仕事をしやすいようにやってくれるのが行政だと思います。まだ意見がありますが、以上です。

丸田座長

分かりました。頷いているのは、その状況について理解しているということでご理解ください。

右近委員

ここまでは皆さんの実態の報告をお聞きすると、やはりケース・バイ・ケースということが非常に広く解釈されすぎて、個々ばらばらな対応が展開しているなど私は理解しました。その点だけはよく理解できました。例えば、江南区のある小学校で児童生徒数が急激に増加してきたことに伴って、教室数を増やさなければならないという事態が生じたために、これは新潟市の教育委員会管轄の学校ですから、新潟市の教育委員会の建設を担当する部署から、お前のところの学校は敷地そのほかの関係から見ても、これ以上、校舎の面積自体を広げるわけにはいかないのです、現有の校舎面積でオープンスペースの教室に作り替えて。要するに廊下と教室との仕切りの窓がないままで、子供たちは廊下から教室に出入りするの、かなりフリーな形になります。物置、そのほかの利用に便利な構造を持っています。そういうことで、いくつかの教室をオープンスペース化するということで仕事にかかったのですが、これはだれにでも連絡なく、ただ学校長とPTAの会長に連絡して、今度、お前たちの学校はそのような建築方法で教室を確保するためだという程度の報告で仕事が始まったのです。これは、今度は保護者自身が、オープンスペースというものはどういう教育効果なのか。教育上、どういう利点があるから行うのかという問題にまで発展してきているのですけれども、これは非常にそういう意味からいうと、学校の教室の改造まで、学校の意見がある面では通らないで、行政なり、しかるべき機関が動いて、決定していると。そういうケースがありましたので、これは一つのケースです。かなり極端な特異なケースだろうと思いますので、できたら本日、発表されました、いろいろなケースの中から、いくつかの特徴的なものが抽出できるのではないかと思いますので、コミュニティ組織が抱えたいいくつかの困難な問題点という事例をまとめていったらいかがでしょうか。

丸田座長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

豊岡委員

江南区の自治協議会の会長という形でお尋ねしたいといいますか、ご意見をさせていただきたいのですが、旧新潟地域と新新潟地域と混在しているところは、私のところの江南区と北区だけだと思うのです。ということは、そこのところには、合併建設計画なるもので、たくさん入っております。そういうことの中で、コミュニティ協議会はなお活発化しているのかという気がしないでもないのです。我々のところも亀田、横越については、非常にコミュニティ協議会自身、活発にやっておりますので、そういうことも含めたら、その辺がまた一つあるのかと思ったりしているのです。ですから、来年度からポスト建設計画、今年度に策定して、来年度からスタートするわけですから、そういうことでまた少し変わってくればいいのかということで、最初の話は、地元のコミュニティ協議会という形でお話しさせていた

だいたのですが、江南区という形の中でいったら、そういうものもあながち何かつながりがあったのかということを実は考えたところでありまして、コミュニティ協議会が活発になれば、自治協議会自体もより活性化していくのだらうと、いつも言っているのですけれども、私のところは八つのコミュニティ協議会があるのですが、その人たちの会長の力で、また自治協議会につながっていってくればいいかと思っています。そう願っているわけです。ですから、来年度から建設計画も含めて、市長ミーティングが 18 日、我々のところがトップでスタートするそうですから、そういったところも市長のお考えをお聞きしていきたいとは思っています。少し余談になりましたが、話させていただきました。

丸田座長

少し時間も経過してまいりましたので、事務局から皆さんにお諮りしております、参考資料 4 のペーパーをもう一度、ご覧いただき、条例に関しては、自治基本条例に規定することについてどうなのか。その場合は、運営要綱の制定というレベルでいいのか。それともコミュニティ協議会に関する単独の条例の制定という手法があるのではないか。それぞれにおいて、運営要綱の制定、あるいは単独条例の制定においても、理念のみの記載にとどめたほうがいいのではないかという考え方もあれば、コミュニティ協議会に担ってもらいたい事業を列記するのか、例示をするのかという細かな議論は別といたしまして、コミュニティ協議会から担う事業を明示していくような考え方もあるのではないかという論点をいただいておりますが、この辺のところでもまずご意見がありましたら、いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

若林委員

西蒲区では、コミュニティ協議会の単独の条例を作ったほうがいいと思います。ただし、あまり狭い規定ではなくて、確かに例えば、市が期待するものくらいのところで担ってもらいたい。期待するものという幅広い表現ですかね。そういったものもいいのではないかという気がします。

それと、先ほど少しありました、活動費補助金 1 億円の 4 分の 1 を西蒲区で使っていたのです。どういうことかという、私ども、行政の指導もあったのですけれども、9 コミュニティ協議会の事務局長会議というものがあまして、そこで 2 か月に 1 回くらいずつどんどん意見交換をしながら刺激をし合ってきたということで、それぞれが皆さん、ああいう活動、こういう活動ということで活動を活発にしました。もう一つは、9 コミュニティ協議会が合同でやる事業をいくつかやってきたということが多分あります。

丸田座長

分かりました。後段のお話には、また機会を見て意見交換したいと思います。全体につい

ては、西蒲区では、単独の条例制定が望ましいのではないかという意見が出てきておりますので、ほかいかがですか。

渡邊委員

私は北地区で旧新潟市のほうなのですけれども、新潟市は、今までのコミュニティ協議会と自治連合会は、二つ組織があって、市はどちらかというところと連合会で、コミュニティ協議会が補完しているというような感じで、若手の人たちがということは、従来と何ら変わっていないのです。コミュニティ協議会を作ったけれども、あまり活動してくれる若者たちのほうが予算もない、仕事はしなければいけないという不満が出てくるのですけれども、片方、連合のほうは金があるということで、活動は要するに安心・安全についても、全部主導権を握っているのは連合のほうで、自主防災もそうですし、なお地域活性化事業ということで、育成協、消防団、まつりやというところで、全部補助金を出しているのです。だから、コミュニティ協議会で資金を持っていないのですけれども、コミュニティ協議会が出る幕がない。では、コミュニティ協議会が何をやるかというところ、お年寄りのお茶の間サロンだとか、中学校の地域の教育だとか、あとは地元部会、環境美化は自治振興会と一緒にやって、環境美化の行事をやるのですけれども、そういうことで、どうしても自治振興会が強すぎるということなのですけれども、でもこのままではいけないというのは、丸田先生もよくご存じなのですけれども、当面はそれでいいのですけれども、今後のことをやるには、私も若林さんと同じで、コミュニティ協議会としての条例を作ったほうがいいだろうと。むしろ私は、コミュニティ協議会に担ってもらおうという市のほうで、行政のほうでこういうことをコミュニティ協議会にしてもらいたいということを明記したほうが、私たちにとってはいいのではないかと。やわらかく言うよりも、どちらかというところ市は今までも既存の組織を潰すとまたいろいろと問題があるから、コミュニティ協議会を活かすために連合自治振興会というものは、それはそれでやってください。こちらはこちらで若手を中心にやって、お互いにうまくというようなやり方しか、やった結果が、この8年間たっても不満が出て、活動はやっているけれども、不満が募ってきているということなので、やはりここでしっかりとこういうコミュニティ協議会のことをきちんとした姿にしてもらいたいというか、そのほうがやりやすいといえますか、オブラートに包んだようなやり方ではなくて、はっきりとさせてもらったほうがいいのではないかという個人的な意見です。

豊岡委員

私は、逆の意見になると思うのですが、他団体等を考えたりすると、理念のみの記載のほうがベターなのかという考えがあります。コミュニティ協議会は、こうだこれをやらなければいけない、あるいは行政のほうからそのような話があったとしても、やはり先ほどもお話

しましたように、ほかのところも全部そうなのです。自治連との問題は出てきているわけですから、そこはトップ同士で話をしてやればよいなと思っていますので、あまり細かいところまで書いてもらいたくないと。

山賀委員

私自身は、巻まちづくり協議会のような自主的な活動をやっているところが理想だと思うのですが、やはり設立の経緯からいっても、市から言われて作ったという意識をお持ちのところもあつたりするので、ある程度の決まりみたいなものといえますか、押さえるところは押さえたほうがいいのかと思います。最初の部長のお話の中でも、やはり自治会と区役所の間で解決できないことを解決したりとか、その中でできることというものを期待するとありました。そういうことが大きな目的であるならば、それを今、担っているのが自治連合会だったり自治振興会だったりという地域もあるわけで、それでうまくいっているならば、それを地域の中の自治組織として認めるということも、一部ありなのではないかと。だけれども、そうではなくて、コミュニティ協議会という仕組みの中でいろいろなものごとをこれからやっていきたいということであれば、ある程度、コミュニティ協議会とはこういうものだという定義は必要ではないかと思います。

丸田座長

全国的な同じような考え方で、住民の基礎自治体であります、自治会と自治連合会というものと、それからその地域なり、まちをみんなの力でもってどう作っていくのかというまちづくり協議会的な意味合いでのコミュニティ協議会というものが、車の両輪になって、運営している自治体もありますので、どれがいいか、悪いかという議論をここは一旦置いておいて、今、ご指摘のような考え方があっても当然かと思います。

新藤委員

私としては、理念をきちんと作っておくべきだと思うし、これは市とコミュニティ協議会というのは、地域と行政の信頼関係だと思います。やはりコミュニティ協議会として、地域のニーズをきちんと常態的につかんでおいて、行政からこの地域に対して、こういう開発計画なり、こういうことをやりたいのだけれどもという相談があつたときに、すぐそれについて住民は望んでいないとか、こういう形で望んでいるとか、そういう即座に返事ができれば、行政としても地域のニーズに合った形で、今回、こういう形でできますということで、すべて計画から実行まで早くなると思うのです。ですから、そういう意味で、まずコミュニティ協議会としては、地域のニーズをつかんだうえで、先ほど言いましたけれども、地域から上げていく声の優先順位を決める。そういった形で、常にコミュニティ協議会に聞けば、その地域の課題がはっきり見えてくるということであれば、行政としてもコミュニティ協議会に

対して相談もしやすいし、コミュニティ協議会も信頼されていますから、コミュニティ協議会として信頼してお願いする部分については、行政も真面目に考えなければいけないと思いますので、その辺の理念みたいなものと実際のやりとりをどうするというのを決めた後で、具体的なものも、市からこれをしてほしいと決めると、してほしいとお願いしているのだから、当然、予算もついてきます。その後の問題が出てくるので、全部羅列してしまうと、多分、膨大な予算を市が用意しなければいけないところで、具体的にやるものと、あとはこういう活動をされている地域もありますということで、実際に参考程度の活動を羅列して別添という形でつけてしまうという手もあるのではないかと思います。

香田委員

私自身がコミュニティ協議会に直接タッチしておりませんので、なかなか発言できないのですが、私は、前にも申し上げましたように、中央区の自治協議会で何年かお手伝いをさせていただきました。非常に模範的なコミュニティ協議会、今、鏡淵小学校でありますとか、いわゆる新潟島と称するところのコミュニティ協議会。それから、私が今おります、鳥屋野地区、それから沼垂地区、それぞれのコミュニティ協議会の会長が自分たちで連絡、さらに組織化して、実情に合ったものを、話し合いをしていくと聞いておりますし、その結果についてよかったなという感想を持った次第です。

今、新しくそれぞれのところに合ったいろいろな条例とか、要綱だとか、そういうものを一応、制定してはどうかということでございますが、コミュニティの基本は、あくまでも自主、自立が最低限の基本になっているわけです。また、条例の中でも、行政はそれを妨げてはいけないとはっきりうたっているわけです。だから、それに抵触しない程度の範囲内のものにつきましては、実情にあったその土地のコミュニティ協議会の一つのを条例化する、あるいは要綱化するということについては、私はそれが必要なのではないかと考えております。感想と意見でございます。

岡本委員

今、コミュニティ協議会が発足して8年ですか。今、地域では自治会、コミュニティ協議会、自治協議会、そして行政という流れがほとんどできあがっていると見ております。そんな中で、自治協議会にもきちんとコミュニティ協議会の代表が委員になっているのです。しかし、まだがたがたとしているという現状からいきますと、ある程度の条例やきちんとしたものでなくても、ある程度の資料的なものがあってしかるべきだと思います。理念だけで人は動かないです。私はそう思っています。したがって、何らかの条例的なものを設定して、そしてそれに基づいて動いていくということが必要なのではないかと感じています。

丸田座長

ほかにはいかがでしょうか。まだまだ意見がありますでしょうけれども、もう一つ委員から意見をお聞きしたいことがらがあります。現在、新潟市には協働の手引がありますが、随分時間が経過しております。冒頭、事務局からお話がありましたように、やはり行政とNPOの連携のところに比較的焦点が当たった協働の手引になっていると理解しております。そういう観点から、協働の指針を策定していくという考え方が、今日、提案されているわけですが、ここについても、ぜひご意見をちょうだいしたいと思います。まずは、富澤委員いかがでしょうか。それこそ当時の経過はご存じでしょうから。それから、随分時間がたちました。今の現状の中で、協働の指針の策定に関するご意見、それから策定をすれば、どのようなレベルにするのかというあたりについて、ご意見がありましたらお願いいたします。

富澤委員

やはりコミュニティ協議会とすでにNPOがその相互で連携しているという事例が出てきていますので、NPO側だけがうたわれている文書ではなくて、お互いのことがらが記載されている部分というものが、作り替えていく視点ではすごく重要かと。対等にといい、そういう視点が必要かと思っています。あとはこの会議のご案内をいただいたときに、ちょうどコミュニティ協議会が別組織といいますか、NPO法人の申請をなされていたと思うのです。これは新しい動きだなと思っています。まだ、認証は4か月後なのでまだだと思えますけれども、そういう事例が一つモデルといいますか、出てくると思うので、その辺を見据えながらの言葉にしていくといいのかと思いました。

丸田座長

伝わりましたでしょうか。コミュニティ協議会を協働の拠点のようなことをイメージして、そこに若者であったり、団塊の世代の方であったり、女性であったり、あるいは市民団体がそこに参画して、そしてNPOという一つの仕組みを使いながら、地域課題の発展から解決まで一定のサイクルで動かしていく。そういう仕組みをNPOという手法で形成していったらどうかという観点での取組みがそろそろ新潟市においても。

富澤委員

ちょうど、多分、担当課のほうに申請書が上がってきているので、閲覧はできる状態になっていると思うので、また次回の会議の中で、参考資料で見せていただければ、皆さんも分かるのではないかと思います。

丸田座長

関連していかがでしょうか。ぜひご意見をいただきたいと思います。協働の指針の策定に関しては。

渡邊委員

実は、将来的に私らもNPO法人もと思っているのですが、まだもう一、二年かかります。ですから、ぜひそういった資料がありましたら、それを見せていただければと思います。

丸田座長

いかがでしょう。まだ、ご発言いただいてない河野委員がいらっしゃるんですが、民生委員、児童委員のお立場で地域の課題を住民の目線でとらえていらっしゃるんです。そういう観点からご意見がありましたら、お願いいたします。

河野委員

コミュニティ協議会の皆様がいろいろなことをしながら、ここまでご苦勞なさって頑張っていたのだなということが分かりました。私としては、先ほどのコミュニティ協議会がNPO法人に申請してというお話は初耳だったのですが、このことはいろいろな世代の方が参加するということなのですね。それは、可能性としてはあるのですか。

富澤委員

物理的にはできます。ですから、多分、前の議論で、例えば、条例だとか、指針ができて、その枠にはまらずに、もっと活動を広げていきたいといったような展開にしたいという団体が出てくると、任意団体のコミュニティ協議会を法人化していくという方向では。

河野委員

先につながっていけるわけですね。

富澤委員

あると思います。

河野委員

私も山瀉地区でどうしても自治会といいますか、ずっと長く頑張ってきたことに対して、どうやっても風穴が開けられないのです。これは何とかしなければいけないとずっと感じていましたので、何とか風穴を開けるきっかけになればと期待しています。

丸田座長

豊岡委員、現在ある協働の手引の見直し、その延長線上に新たな協働の指針を策定しているという考え方については、ご意見ございましたらお願いします。

豊岡委員

非常に難しいのです。先ほども言ったように、指針をどこまで作られるのか。先ほどの話ではないけれども、失礼なことですけども、言葉で言いますが、富澤さんと座長との2人の話ししか聞こえていなかったのです。

丸田座長

おっしゃることはよく分かりました。

豊岡委員

本来であれば、もっとその辺の話が見えてくれば、まだよかったのだけれども、何か2人で事前に打ち合わされて、こういう指針でというように聞こえてしまっているものですから、できればもう少しということ。そういうものが仮にある程度、進んでいるのであれば、これ以上に進んでいるのだらうと思います。そういうものがあるとしてもOKしてもらっていけば、もう少し別の意見も出せるのかと思います。そういうことで、座長から指名された中で、2人の話の中で入ってしまったものだから。ただ、言ったように、いろいろな指針というのは、確かに言われるように、コミュニティ協議会はこういうことをやってくださいという話があったほうは、コミュニティ協議会のトップの人は楽でしょうね。ただ、それをやって、あと自治連との絡みはどうするのか。私みたいに片田舎のコミュニティ協議会は、自治連の会長とコミュニティ協議会の会長も一緒にやってきていましたので、二つをやっている人間が、次の人たちにどのようにバトンタッチしていくのかと考えると、確かにある程度、細かいところまで入れてもらったほうが動きは楽でしょうね。ただ、あまり細かいところまで入れられると、他団体の摩擦という言葉は悪いですけれども、そういうことに。お前たち、やるのならやりなさいよと言われても困るのです。それであれば、当然、トップの話になるのでしょうかけれども、何せ役員のみなり手もないですからどうしようかなど。だから、一人でいくつもやらなければいけないような形です。確かに先ほど岡本委員が言われたように、自治会、コミュニティ協議会、そして自治協議会と三つの中をみんな受けているような形ですから、そういう点で見たら、自治会長ももう10年ですから、そろっと終わらなければいけないなと思いますから、次の方が果たしてどうなのかと考えると、あまり細かいところまで入れてもらいたくないけれども、やはりある程度のものは入れてもらいたいなど。

丸田座長

ありがとうございました。協働の指針に関しては、前もって打ち合わせがあったわけでありませぬので、訂正をさせていただきます。ただ、行政のほうから協働の指針の策定を委員の方にお諮りするということは、当然、これが皆さんの共通のテーマとして議論ができるのかもしれないという前提で、私のほうで問題提起させていただきましたので、そこは失礼いたしました。

豊岡委員

こちらこそ失礼しました。

丸田座長

いえ、仮に協働の指針の策定の必要性に関する説明なり、新潟市内における現状に関する説明が必要だということであれば、これはやはりこの検討委員会の中で理解を共通にするた

めのプロセスがあってもいいのかとは思いました。それから、右近委員のほうからは、コミュニティ協議会のあり方、あるいは役割を考えたときに、自治会が事例を通して議論できるようなケースを抽出していく必要があるのではないかという意見は、十分、受け止めなければいけない意見だと理解させていただきました。冒頭、述べましたように、今日はここで一定の結論を出して、了解を得るという会議の場ではありません。事務局から提案されたことに対して、各委員から意見を幅広く聞かせていただくということが目的ですので、部長、次長、とりあえず今日のところはここまですらでよろしいでしょうか。それで、私から、事務局へ相談ですが、皆さんの見ている前での相談になりますが、今日、出た意見等について、次回の会議のときに、意見をこのように受け止めて、このように論点を整理しましたというような、今日の振り返りのようなものは、次回あるという理解でよろしいでしょうか。

事務局（塚本市民生活部次長）

はい。

丸田座長

では、それはそのように取り扱いをさせていただきたいと思います。

それでは、お約束の時間がまいりましたので、この後、事務局にお返しいたしますが、次回の日程については、冒頭のところで6月2日午前10時ということで確認させていただきましたので、そこまでの確認を私のところでさせていただいて、事務局にお返ししたいと思います。お願いいたします。

事務局（堀市民協働課補佐）

長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。今ほど、座長のほうからお話いただきましたので、次回につきましては、6月2日（月）10時からということでお願いしたいと思います。また、会場につきましては、調整次第、皆様に早めにご連絡させていただきたいと思いますので、ご多用のところで大変恐縮ですが、よろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。